

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

年金保険料納付済期間短縮に伴う被扶養者の認定手続について (通知)

平成29年8月1日から年金受給資格に必要となる年金保険料納付済等期間が25年から10年に短縮されたことに伴い、新たに年金を受給する者については、公的年金等受給者となり被扶養者の認定限度額は年額180万円の基準が適用となります。

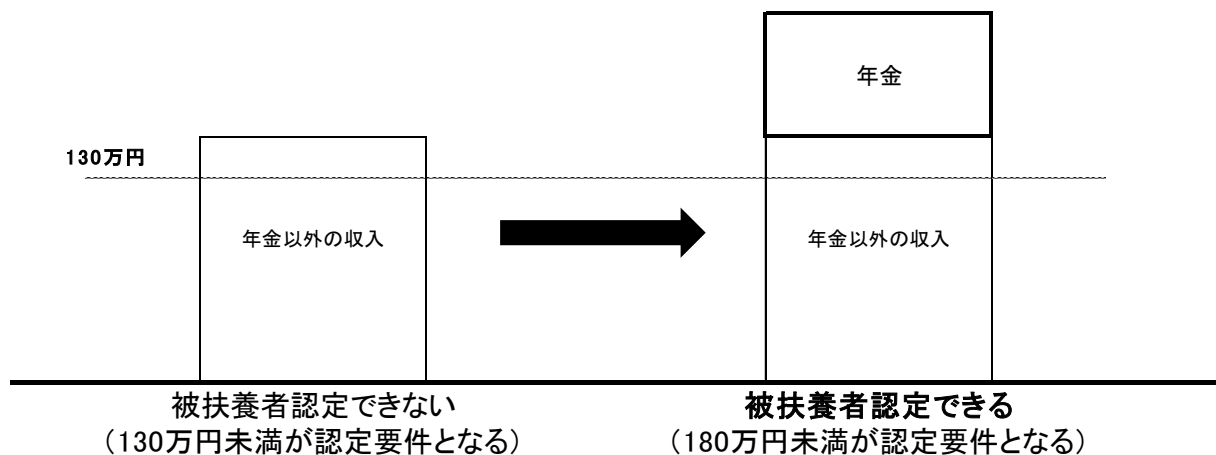
つきましては、下記のとおり被扶養者の認定が可能となる場合が生じますので、事務手続に遺漏のないよう組合員への周知をお願いします。

記

1 被扶養者の認定が見込まれる者

これまでパート・アルバイト勤務等により、収入が認定限度額である年額130万円以上だったために被扶養者の認定を受けることができなかった者で、年金受給権が発生し、年金と年金以外の収入が年額180万円未満である者

180万円(公的年金受給者の認定限度額)



2 認定要件を満たす場合は、速やかに次の書類を提出すること。

- (1) 被扶養者認定申告書〔整理番号10〕
- (2) 年金証書の写し (要原本証明)
- (3) 給与支給(見込)証明書〔整理番号13〕 (パート・アルバイト等の収入がある場合)
- (4) 個人番号申告書〔整理番号7〕
- (5) 国民年金第3号被保険者被扶養配偶者資格取得届及び年金手帳の写し (20歳以上60歳未満の配偶者のみ)

問合せ先

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号

公立学校共済組合鹿児島支部

(鹿児島県教育庁総務福利課内)

担当 年金給付係 福山・坂元(亜)

TEL 099-286-5220